

四日市市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市教委規則第 6 号

四日市市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

四日市市立小中学校管理規則（平成 1 3 年四日市市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
(その他の常勤職員)	
第 1 9 条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を学校に置くことができる。	
職員	職務
(略)	
講師	教諭、 <u>栄養教諭</u> 又は助教諭に準ずる職務に従事する。
(略)	
2	(略)

改正前	
(その他の常勤職員)	
第 1 9 条 前条に定めるもののほか、必要により次の常勤職員を学校に置くことができる。	
職員	職務
(略)	
講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
(略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会学校教育課)